

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
基本目標1 障がいへの理解と差別の解消	(1)啓発活動の実施	広報誌やホームページ等での啓発・広報活動	市ホームページや「広報ひだか」、社協だより「ひだまり」等に障がいに関する啓発記事等を掲載します。	啓発・広報活動	広報ひだか、市ホームページ等を活用し、障がい者週間時に障がいに関する普及啓発について掲載しました。	A	45	障がい福祉課
				社協だより「ひだまり」の発行	発行回数を年3回に戻し、障がい者の就労支援、手話言語条例や自閉症・発達障がいに関する啓発について掲載しました。	A	45	社会福祉協議会
		障がい者週間・発達障がい者啓発週間における啓発・広報活動	毎年12月3～9日の「障がい者週間」や4月2～8日の「発達障がい者啓発週間」に合わせて、県や障がい者団体等と連携を図りながら、啓発の取組を推進します。	啓発・広報活動	広報ひだか、市ホームページ等を活用し、障がい者週間時に障がいに関する普及啓発について掲載しました。	A	45	障がい福祉課
				障がい者週間、発達障がい啓発週間における啓発・広報活動	自閉症・発達障がい啓発週間に、啓発展示や建物のライトアップイベントなどを通じて啓発を行いました。	A	45	社会福祉協議会
		障がい者による啓発の支援	学校における福祉教育プログラムへ、学習支援者として参加協力を推進する等、障がい者が自ら企画、参加し、啓発を推進するプログラムの実施を支援します。	人権教育推進事業(学校教育課)	人権感覚育成のための視点やユニバーサルデザインの視点を基に、日々の授業や学校生活での指導を行っている。また、総合的な学習の時間、行事、特別活動等の中で、福祉体験活動や障がいのある児童生徒との交流を行っている。	B	45	学校教育課
				福祉教育推進事業	小学校における福祉教育プログラムに全盲の方や車いす利用者の方、ボランティア団体を講師として協力していただき、今年度初めてDET(障害平等研修)や発達障害の新たなプログラムを関係団体を講師として協力していただき実施しました。	A	45	社会福祉協議会
		精神保健に関する知識の普及・啓発	精神障がいに対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する市民の関心と理解を深めるため、講演会や広報紙等で正しい知識の普及を図ります。市民がこころの健康づくりに関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を進めます。	精神保健に関する知識の普及・啓発	出前講座(こころ)2回、ゲートキーパー研修1回実施し、健幸まつりや市民まつり、20歳のつどいでポスターやチラシ配布し、乳幼児健診で絆創膏の配布しました。	A	46	保健相談センター
		地域における交流機会の拡大	「市民まつり」や「あいあいまつり」、「福祉スポーツ大会」等の機会を活用し、障がい者(児)と地域住民の交流の機会の拡充を図ります。	地域における交流機会の拡大	彩の国ふれあいピックでは、参加者に同行するなど交流機会の拡大に努めました。	A	46	障がい福祉課
				福祉スポーツ大会	福祉スポーツ大会、あいあいまつりを実施しました。再開に向けて、規模を縮小して実施し、障がい者と地域住民の交流を図りました。	B	46	社会福祉協議会
		地域と施設の交流活動事業の促進	障がい者(児)に対する地域の理解を図るため、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。	地域と施設の交流活動事業の促進	国で定めている障がい者週間に合わせ、日高市総合福祉センターを会場にして、障がい者当事者の作品展を実施しました。	A	46	障がい福祉課

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
		ボランティア活動の推進	地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するため、ボランティアセンターの強化を図り、傾聴ボランティア等の障がい者(児)の生活支援に関わるボランティアの育成支援を進めます。また、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。	ボランティア活動等支援事業	ボランティアセンターに補助金を交付すると共に、ボランティア団体の紹介と団体交流を実施しました。	A	46	総務課
				ボランティア団体の支援	朗読ボランティア養成講座、傾聴ボランティア養成講座を実施しました。	A	46	社会福祉協議会
	(2)差別解消の推進	市民への周知	障害者差別解消法の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い市民の理解を深めるため、障がい者団体等と連携して、普及・啓発を図ります。	市民への周知	普及啓発活動のため、広報ひだか、市ホームページ等を活用し、障がい者週間時に障がい者マークの紹介及びヘルプマークの活用方法などについて掲載しました。	A	47	障がい福祉課
		事業所等への周知	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう普及・啓発に努めます。	事業所等への周知	広報ひだか、市ホームページ等を活用し、障がい者週間時に普及啓発を行いました。	A	47	障がい福祉課
		差別解消のための相談体制の整備	障がい者(児)に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、障がい者地域総合支援協議会に差別解消に関する事例を提供し、対策について検討を行います。	差別解消のための相談体制の整備	日高市障害者地域総合支援協議会内に差別解消部会を設置し、事例の提供及び対策について検討しています。	A	47	障がい福祉課
	(3)権利擁護の推進	障がい者虐待防止の強化	障がい福祉課内に日高市障がい者虐待防止センターを設置し、関係機関とのネットワークを強化し、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組めます。また、一時保護に必要な居室を確保し、虐待を受けた方の保護及び自立支援を図ります。	障がい者虐待防止センターの設置	障がい福祉課内に「日高市障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関とのネットワーク強化、各種研修参加、見守り支援等を実施しました。	A	48	障がい福祉課
		権利擁護事業の活用促進	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、経済的な理由などで成年後見制度を利用できない方を対象とした「日高市成年後見制度利用支援事業」の普及と利用支援に取り組めます。また、申立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、日高市成年後見制度の市長申立てを行います。	日高市成年後見制度利用支援事業	ホームページにおいて成年後見制度利用支援事業の周知を行う他、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携により、必要な方に対する成年後見制度の市長申立てを行い、利用支援を行いました。	A	48	長寿いきがい課
				権利擁護事業の活用促進	市ホームページへの掲載等を行い、制度の周知を図りました。	B	48	障がい福祉課

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当	
基本目標2 安心して暮らすこと ができる生活環境 の実現		法人後見や市民後見人の養成	日高市社会福祉協議会による法人後見の実施に関する検討を進めるとともに、市民後見人の養成について、日高市社会福祉協議会と連携し研究を進めます。	法人後見や市民後見人の養成	社会福祉協議会と中核機関の設置に向けた協議を行い、その中で法人後見や市民後見人要請についてを研究していますが、実施に至っていません。	E	48	長寿いきがい課	
				法人後見や市民後見人の養成	社会福祉協議会等との具体的協議が、始まっておりません。社会福祉協議会と連携し、市民後見人や法人後見、成年後見制度の利用促進等について、協議を行います。	B	48	障がい福祉課	
				法人後見や市民後見人の養成	法人後見に関する検討会の開催を予定していますが、実施体制の目途が立たず開催に至っていません。	E	48	社会福祉協議会	
	(4)生活する場の確保	住宅のバリアフリー改修等の促進	住宅のバリアフリー化を広く普及するとともに、重度身体障がい者の日常生活の利便性の向上を図るため、重度身体障がい者居宅改善整備費の補助制度等の周知に努めます。	重度身体障がい者居宅改善整備等の補助	障がい福祉ガイドの配布、市ホームページへの掲載等を行い、制度の周知を図りました。	A	50	障がい福祉課	
		グループホームの整備の促進	地域での整備状況を踏まえながら、事業者によるグループホームの整備を促進します。	グループホームの整備	事業者によるグループホームの整備を支援し、充実させました。	A	50	障がい福祉課	
		民間賃貸住宅への入居支援	障がい者の入居を拒まない賃貸住宅を増やしていくため、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を促進します。	セーフティネット住宅の登録	未実施 (埼玉県の住宅課が管轄しています。日高市は現在登録住宅がありません)	E	50	都市計画課	
		(5)バリアフリーの推進	道路環境の整備	障がい者(児)をはじめ、高齢者、子ども等、誰にでも安心して安全に利用しやすい歩行空間を確保するため、道路環境の改善を積極的に行います。	幹線市道整備事業 生活道路整備事業	市道幹線51号歩道整備は、令和4年度で完了している。今後は、環境維持を行っていく。	A	51	建設課
			公共建築物におけるバリアフリーの推進	公共施設長寿命化計画や公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせて、バリアフリー化を進めていきます。	高萩中学校校舎等バリアフリー化改修工事	高萩中学校のバリアフリー化改修工事を実施しました。	A	51	財政課
			障がい者用駐車場の環境整備	公共施設に障がいのある人が優先して駐車できる場所を整備するとともに、利用者等に分かりやすく判別できるよう、青色塗装を行います。	埼玉県思いやり駐車場制度	埼玉県思いやり駐車場制度による利用証の交付に協力するなど、障がい者駐車場の環境整備を推進しました。	A	51	障がい福祉課

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
		誰もが使いやすい公共交通機関の整備	高麗川駅東口周辺の整備にあわせ、高麗川駅駅舎の橋上化・自由通路の整備・東口の開設とバリアフリー化を促進します。市内バス路線を確保するため、バス事業者と連絡調整を図ります。また、公共交通が不足している地域や移動困難者のための交通手段として、デマンド交通を検討します。	高麗川駅東地区整備事業 高麗川駅東口開設事業	令和2年度に高麗川駅東口駅前広場詳細設計業務委託契約を締結。 令和元年度に鉄道事業者と高麗川駅自由通路に係る基本設計協定を締結し、協議を継続。	A	52	市街地整備課
				地域公共交通活性化推進事業	地域公共交通の維持・確保及び自力での移動が困難な高齢者等の移動支援等に係る協議を図るため、「日高市地域公共交通条例」を制定し、法定協議会を設置しました。 また、地域公共交通計画の令和6年度策定に向けて、交通事業者へのヒアリング、路線バスの利用調査及び市民アンケート調査を実施しました。	A	52	危機管理課
		公園施設の整備	障がい者(児)や高齢者が安心して利用しやすい公園を確保するため、都市公園の新設や改修等におけるバリアフリー化を推進します。	都市公園等維持管理事業	都市公園の新設および大規模な改修はなかったため、バリアフリー化は未実施となった。	B	52	市街地整備課
		地域福祉推進組織の整備	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	地域福祉推進事業	モデル地域(武蔵台・高根)を選定していますが、協議の再開には至っていません。	C	52	生活福祉課
	(6)情報アクセシビリティの	手話奉仕員の養成及び手話通訳者の派遣	手話は言語であるという認識の下、手話奉仕員養成講習会を開催し、手話奉仕員を養成するとともに、制度の周知及び利用促進を図ります。また、市が主催する講演会等において、聴覚障がい者(児)が出席する場合は手話通訳者の配置に努めます。	手話通訳者等派遣事業 手話奉仕員養成研修事業	手話通訳の派遣について、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会と委託契約を結んでいます。また、手話講習会を開催し、普及活動を行いました。	A	53	障がい福祉課
				手話奉仕員養成研修事業	市の委託を受け、手話奉仕員養成講習会(入門課程【令和4年度】、基礎課程【令和5年度】)を実施しました。	A	53	社会福祉協議会
		広報誌や市ホームページのバリアフリー化の推進	日高もくせいの会等と連携して、広報ひだか、議会だより、社協だより「ひだまり」を吹き込む、声の広報の作成とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市のホームページを運営することにより、行政情報のバリアフリーの推進を図ります。	ウェブ情報発信運営事務	日高もくせいの会等と連携して、広報ひだかを吹き込む、声の広報の作成とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市のホームページを運営しました。	A	53	市政情報課
				行政情報の点字化の推進	点字封筒を6千枚作成し、視覚障害のある人への情報提供に努めました。	B	53	障がい福祉課
				社協だより「ひだまり」音声版の活用支援 ボランティア団体支援	声の広報の周知を図るため、総合福祉センターにて正午からダイジェスト版を館内放送しました。朗読ボランティア養成講座でも周知しました	B	53	社会福祉協議会

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
		障がい者(児)に配慮した情報提供	市の作成する各種計画書やお知らせについて、誰もが分かりやすい表現に努めるとともに、状況に合わせて、日高点字の会等と連携した情報の点字版の提供や、音声コードの添付、漢字のルビふり、ユニバーサルデザインフォントの使用やカラーユニバーサルデザインに配慮する等、障がい者(児)に配慮した情報提供に努めます。	ウェブ情報発信運営事務	広報ひだかや市ホームページについて、誰もが分かりやすい表現に努めるとともに、ユニバーサルデザインフォントの使用等、障がい者(児)に配慮した情報提供に努めました。	A	53	市政情報課
				日常生活を容易にするための用具(補装具)の提供	障がい福祉ガイドの配布、市ホームページへの掲載等を行い、制度の周知を図りました。	A	53	障がい福祉課
	(7)防災・防犯体制の充実	避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に地域全体で被害を最小限に抑えるための体制整備を進めます。また、自分の連絡先やどんな支援が必要なのかを平常時からカードに書き込んで携帯する、ヘルプカードを作成します。	避難行動要支援者支援事業	年度当初に区長、民生委員へ情報を更新した名簿を提供し、災害時の適切な避難誘導に備えました。	B	54	危機管理課
避難行動要支援者支援制度の推進				広報、ホームページで、ヘルプマークを身に着けた人への配慮を呼びかけるとともに、ヘルプマークの配布を周知しました。	A	54	障がい福祉課	
避難行動要支援者名簿				要介護・要支援認定申請者に対し、避難行動要支援者制度の説明を行いました。また、避難行動要支援者名簿登録希望者からの申請を受け付けし、危機管理課へ引き継ぎました。	B	54	長寿いきがい課	
	災害発生時の避難誘導體制の推進	市が主催する安否確認訓練の実施に際し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、市民の大規模災害時の安否確認体制の確立を図ります。また、災害時に開設する避難所(福祉避難所を含む)の運営マニュアルなどを作成し、災害の発生に備える体制を築きます。	ウェブ情報発信運営事務	市ホームページ、市公式SNS等で災害発生時の被害情報等を発信する体制を整えました。	A	54	市政情報課	
災害発生時の避難誘導體制の推進			危機管理課への避難行動要支援者名簿の登録や、危機管理課を通じて福祉避難所の周知を行った。	A	54	障がい福祉課		
災害時の取組			市主催の総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターを立ち上げた想定での対応や、取組に関する啓発を行いました。	A	54	社会福祉協議会		
	地域の防災活動への支援	自主防災組織の中心的な役割を担うリーダーの養成講座の実施、自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行うことにより、災害に強い地域づくりを推進します。	自主防災組織等活動支援事業	自主防災組織の訓練に対し補助金を交付するなど活動を支援しました。リーダー養成講座は2月に実施することで準備を進めています。	B	54	危機管理課	
	福祉避難所の設置及び充実	高齢者や障がい者(児)等で一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、災害時に避難をする福祉避難所を設置するための指定をするとともに、市と指定施設による課題解決に向けた福祉避難所開設訓練を実施します。	福祉避難所の設置	防災協定に基づく福祉避難所は4施設あり、今後も拡充していきます。福祉避難所開設訓練は実施に向けて調整を図ります。	A	55	危機管理課	
	緊急通報システム利用の支援	重度心身障がい者のみの世帯の、緊急通報システム利用について支援を行い、日常生活の安全確保を図ります。	緊急通報システム利用の支援	障がい福祉ガイドの配布、市ホームページへの掲載等を行い、制度の周知を図りました。	A	55	障がい福祉課	
	救急医療情報キットの普及	救急医療情報キット(氏名、緊急連絡先、かかりつけ医、病名など、居住者の個人情報に記載したもの)の普及を進めます。	救急医療情報キットの配布	広報やホームページでの周知を行い、65歳以上の人に救急医療情報キットを配布し、普及に努めました。	A	55	長寿いきがい課	

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
基本目標3 障がい者(児)の生活を地域で支えるシステムの実現	(8)福祉サービスの充実	障がい福祉サービスの質の向上等	障がい福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めます。	障がい福祉計画の推進	利用状況等を把握しながら、計画に基づき、サービスの充実に取り組みました。	A	56	障がい福祉課
		障がい福祉を支える人材の育成・確保	県や民間事業者や関係機関等と連携し、障がいの特性に応じた対応や、より専門的技術や知識を得られるよう、サービス従事者等に対する研修等の支援を行います。また、障がい福祉分野に関わる人材確保・職場定着を図るための取組について検討します。	相談体制の充実ネットワーク化	毎月1回程度、相談支援事業所連絡会議等において、市内外の相談支援事業所の意見交換、研修、事例検討などが自主的に運営されています。	B	56	障がい福祉課
	(9)障がい児への支援の充実	乳幼児期から一貫した相談体制の構築	障がい者相談支援センター、子育て総合支援センター及び保健相談センターが連携し、それぞれが行う相談支援事業を通じ、障がいの早期発見に努めます。	乳幼児期から一貫した相談体制の構築	発達に気になる子を持つ家庭に対し、育児や発育発達等の相談に対応するとともに、子育て総合支援センターや障がい者相談支援センター、教育センター等と連携し、支援に努めました。	A	57	保健相談センター
				地域子育て支援拠点運営事業 子育て利用者支援事業 発達に関する育児相談事業	発達に気になる子どもの情報について保健相談センターや教育センターと連携し、支援に結びました。また、年2回子どもの発達支援巡回事業を実施しました	A	57	子育て応援課
				人権教育推進事業(学校教育課)	就学相談を行った子どもの行動観察や、幼稚園や保育所、保育園、小学校との連携会議を実施している。	B	57	学校教育課
				相談支援体制の整備	障がい児にも対応する障がい者相談支援センターを設置、運営しました。	B	57	障がい福祉課
				心身障がい児保育の充実	保育士の確保や資質の向上など、保育所における障がい児受入れ体制の整備を推進するとともに、障がい児の受入れを積極的に進めます。また、障がいのない児童とのふれあいの中で統合保育を行い、障がいのある児童と障がいのない児童の相互の理解や思いやりの心を育てるとともに、心身障がい児の健やかな成長・発達の促進に努めます。	民間保育園等特別保育支援事業 公立保育所保育運営事業	保護者が希望する民間保育園でも障がい児等の受け入れができるよう、加配保育士の人件費の一部を補助し、施設の負担を軽減しました。公立保育所においても保育士を雇用し、障がい児等に対する受け入れを行いました。	A
	成長を共に見守る場の充実	心身の発達がやや緩やかな就学前の児童に対し、保護者とともに通室し、遊びや小集団での活動の場を確保し、個々の発達に応じた指導などを充実し、児童の心身の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。	発達に関する育児相談事業	福祉幼児教室(つくしんぼ教室)を週4回開催しました。また、保健相談センターと連携しながら、乳幼児健診で見守りが必要となった子どもを対象に「あそびひろば」を開催しました。	A	57	子育て応援課	
			発育発達相談	発育発達相談事業について、年17回実施し、医師・理学療法士・言語聴覚士による診察・相談・指導及び、臨床心理士による心理相談等により、発達障がい疑われる児童を支援しました。	A	57	保健相談センター	

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
		発達障がい児の家族支援の充実	ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の家族支援や、同じ悩みを持つ本人同士やその家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。	発達障がい児の家族支援の充実	保健相談センター、子育て応援課と連携し、発達障がい児の家族支援を行いました。	B	58	障がい福祉課
				発達障がい児の家族支援の充実	発達障がい児の家族に対し、子育て総合支援センターや障がい者相談支援センター等と連携し家族支援に努めました	B	58	保健相談センター
				発達に関する育児相談事業	福祉幼児教室内で保護者向けの講話や親からの相談に丁寧に対応する等、家族支援に取り組みました	B	58	子育て応援課
	(10) 保健・医療サービスの充実	健康診査・健康教育・健康相談の充実	健康診査や骨粗しょう症検診、各種がん検診などを行い、疾病の早期発見・早期治療による障がいの発生予防及び軽減を図ります。健康相談や生活習慣予防相談を行うとともに、栄養や運動などをテーマにした健康教育の充実や市民が楽しみながら取り組む健康づくりの支援を図ります。	基本健康診査・骨粗しょう症検診・肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・子宮がん検診・乳がん検診など	健康診査や各種がん検診などを行い、疾病の早期発見に努め、治療に結び付けました。健康相談や生活習慣病予防相談において、健診(検診)結果をもとに生活習慣に関する助言・指導をし、市民の健康維持・増進に努めました。	B	59	保健相談センター
		乳幼児健康診査の充実	4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・10か月児保育相談の内容を充実し、身体発育や精神運動発達の遅れのある乳幼児を早期発見し、適切な治療・療育を受けることができるように努めます。また、乳幼児健康診査の機会を捉え、医師・理学療法士・言語聴覚士による診察・相談・指導等を行い、発育・発達の促進及び障がいの軽減を図ります。	4か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 10か月児保育相談	4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査及び10か月児保育相談を各月1回実施し、乳幼児の身体発育を確認し、精神運動発達の遅れや疾病の早期発見及び適切な支援へ結び付けられるよう助言・指導を行いました。また、保護者からの相談に応じ、子育て支援を行いました。	A	59	保健相談センター
		医療機関との連携	障がいの軽減、あるいは障がいに起因する二次的障がいを予防するため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療の一貫した体制の整備に努めます。	医療機関との連携	支援が必要な人に対し、必要に応じて、医療機関等、関係機関と連携し、対象者の支援に努めました。	B	59	保健相談センター
		重度心身障がい者医療費助成制度の安定的・継続的な実施	受給対象者が増加している助成金を支給し、重度心身障がい者の健康管理、福祉の増進を図ります。	重度心身障がい者医療費助成事業	制度改正により、受給者数は減少傾向となっている。重度心身障がい者の医療費の一部を支給することにより、重度心身障がい者やその家庭の経済的負担を軽減し、重度心身障がい者の福祉の増進を図ることができた。	A	60	保険年金課
		自殺対策の推進	自殺対策に関する計画を策定し、計画に基づき、関係機関とのネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、相談支援体制の整備、自殺に関わる知識の普及啓発等を行います。	自殺対策の推進	日高市自殺対策計画に基づいた施策の進捗状況の確認及び実施、令和6年度からの第2次計画の策定に取り組んでいます。	A	60	保健相談センター

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
		依存症対策の推進	アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策について、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知や整備を行います。地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。	地域福祉推進事業	地域における依存症である者等及びその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対する支援を行うための検討は、日高市福祉複合課題調整チームを軸に関係機関等を交え行う体制を整備していますが、個別の相談事例はありませんでした。	C	60	生活福祉課
				依存症対策の推進	随時個別相談を実施し、依存症に関する講座、研修等の周知に努めました。	A	60	保健相談センター
	(11)相談支援体制の充実と地域生活に向けた支援	社会復帰対策の促進	回復途上にある精神障がい者を対象に、ソーシャルクラブ(社会復帰支援事業)を定期的に開催し、社会復帰のための訓練を行い、社会的自立の促進を図ります。在宅の精神障がい者をはじめ、障がい者の生活支援・相談などを行うNPO等と連携し、社会復帰の促進に努めます。	ソーシャルクラブ(精神障がい者社会復帰支援事業)	原則、毎週木曜日に開催し、話し合いや創作活動などのレクリエーション活動を通じて、社会復帰のための訓練を行い、自立の促進を図りました。また、利用者の目標が達成できるよう、関係機関と連携して支援を行いました。	A	61	保健相談センター
		相談支援体制の充実	総合福祉センター高麗の郷に「日高市障がい者相談支援センター」を設置するとともに、障がい福祉課に社会福祉士や精神保健福祉士を配置して一時的な専門相談に対応します。また、地域における相談支援の中核的な役割を担うことを目的に、障がい者基幹相談支援センター設置し、運営します。	相談体制の充実	障がい福祉課に社会福祉士2名、精神保健福祉士1名を配置し、専門スタッフの確保及び一時的な専門相談に対応しています。	A	61	障がい福祉課
		精神保健医療に関する相談支援体制の整備	精神科医師による、本人や家族、関係者に対する精神保健相談日を開設し、早期相談・支援体制の強化を図ります。精神保健福祉士や保健師が面接・訪問・電話による相談・支援を随時行うとともに、保健所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。	こころの健康相談	年6回、本人や家族に対して、精神科医による専門相談を実施し、メンタルヘルスの保持・増進や疾病の早期発見・治療へと導き、重症化の防止を図りました。	A	61	保健相談センター
基本目標4	(12)就学への支援	個別支援を必要とする児童・生徒への教育内容の充実	特別支援学級在籍児童・生徒のための個別の支援計画を作成するとともに、通常学級在籍で個別支援を必要とする児童・生徒に対しても作成し、継続した個別支援を進めます。	就学支援事業	特別支援学級の児童生徒に対して、年度初めに個別の支援計画を作成し、その子の特性に応じた指導を行っている。	A	62	学校教育課
社会参加の促進と支援の充実		特別支援学級の整備充実	障がいに応じた教育、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が推進されるよう、学校職員の研修を充実し、また、教材や学校の教育環境の整備・充実を図ります。	教職員指導力向上事業	特別支援教育における研修を推進し、ユニバーサルデザインに基づいた環境整備を進めている。また、特別支援学級に、補助員を置き、一人ひとりに応じた個別指導をしている。	A	62	学校教育課
		通常の学級在籍児童・生徒への支援の充実	通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒を支援するため、通級による指導の充実、特別支援学級支援員の配置、学校施設・設備の充実などに努めます。	就学相談事業 教育相談事業	就学相談を行った児童の行動観察を実施し、望ましい就学先の決定を行っている。また、教室環境や授業において、ユニバーサルデザインを取り入れている。	B	62	学校教育課

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
		指導教員の専門性の充実	障がいのある児童・生徒に対する適切な指導と必要な支援を行うため、学校職員の研修機会の充実を図ります。	教職員指導力向上事業	特別支援教育担当教員や新たに市立学校に採用された教員を対象に、特別支援が必要な児童生徒の対応について、専門家を招いた研修を行っている。	B	62	学校教育課
		放課後児童健全育成の充実	学童保育室における障がい児については、保護者の理解と協力を求めながら、柔軟な受入れに努めます。また、障がい児の心身の健全育成が図れるよう、受入れ児童数に応じた放課後児童支援員(または補助員)の適正配置に努めます。	学童保育室維持管理事業	障がい児の受け入れを行う施設へ、支援員の人件費の一部を負担し、児童の健全育成を図るとともに、障がい児の受け入れが施設の負担にならないようにしました。	A	63	子育て応援課
		特別支援学校との交流	通常学級支援籍を推進し、特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住している地域の学校と交流を深めることができるように支援します。	就学支援事業	特別支援学校と市内の小・中・義務教育学校との連絡調整を行い、特別支援学校の児童生徒が市内の通常学級との交流を深めている。	A	63	学校教育課
		心身障がい児通学奨励費補助の充実	特別支援学校に通学している18歳未満の子どものいる世帯の経済的負担軽減を図るため、心身障がい児通学奨励費補助制度の周知を図り、適切な給付が確保されるよう努めます。	心身障がい児通学奨励費補助の充実	障がい福祉ガイドの配布、市ホームページへの掲載等を行い、制度の周知を図り、利用者への支援を継続した。	A	63	障がい福祉課
		学習情報の提供	障がい者の学習活動を支援するため、情報提供の方法を検討し、学習内容、施設、資料、講師情報、団体・サークル、資格取得などの情報を、必要に応じていつでも学習者に提供できるよう努めます。	生涯学習推進事務	障がい者の学習活動を支援するため、学習内容、施設、資料、講師情報、団体・サークル、資格取得などの情報を、市広報、市ホームページ、公民館だよりの他、LINE、Twitter、二次元コードにより、学習情報の提供を継続した	A	63	生涯学習課
		学習支援体制の整備・充実	生涯学習まちづくり出前講座を推進し、市民が生涯学習活動で得た知識や技能を講師として登録し、地域社会へ還元します。また、障がいのある人でも講座や講演会に参加できるよう、手話通訳の配置やバリアフリー対応の施設の活用を進めます。	生涯学習まちづくり出前講座	56名の講師、117のメニュー数、年27回の利用(受講者数1,227名)がありましたが、障がい者や団体の利用はありませんでした。	A	63	生涯学習課
(13)雇用・就業、経済的自立の支援		事業主、社会一般の理解と協力の促進	公共職業安定所や関係機関と連携を図り、事業所に対し障がい者雇用率制度、障がい者雇用に関する各種助成制度等の普及を推進するとともに、障がい者雇用の理解と協力を促進します。	就労支援事業	ハローワーク等と連携を図り、事業所に対し障がい者雇用の理解と協力を促進しました。	B	64	産業振興課
				障がい者就労支援センター運営事業	「日高市障がい者就労支援センター」をこまの郷内に設置し、障がい者等の就労、雇用等の相談支援を行いました。また、事業者への支援・働きかけも行いました。	A	64	障がい福祉課
		適職の開発促進	公共職業安定所や関係機関等と連携を図り、障がい者を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障がい者がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを推進します。	就労支援事業	職場環境整備の助成制度についてチラシを窓口へ設置し職場環境づくりについて周知しました。	B	64	産業振興課
				障がい者就労支援センター運営事業	「日高市障がい者就労支援センター」をこまの郷内に設置し、障がい者等の就労、雇用等の相談支援を行いました。また、事業者への支援・働きかけも行いました。	A	64	障がい福祉課

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
		市職員の採用	引き続き、障がい者雇用率制度の基準を達成できるよう、計画的な採用を推進しま	人事給与関係事務	障がい者雇用率を引き続き達成するため、障がい者採用枠を設け、広く周知し、募集をかけまし	B	64	総務課
		授産製品の販路拡大	就労継続支援事業所等で生産された製品の紹介、PRへの協力など活動を支援するとともに、製品の販売拠点の運営等を支援します。	授産製品の販路拡大	庁内に対する製品の紹介、PRへの協力をを行い、販売を促進することにより、拠点の運営支援を行いました。	A	64	障がい福祉課
		行政機関による調達等の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設等への発注機会拡大に取り組みます。	行政機関による調達等の推進	障がい者優先調達推進法に基づいた計画を策定するとともに、庁内各課の受注について働きかけました。	A	65	障がい福祉課
				障害者優先調達推進法に基づく事業	障がい福祉課において、日高市障害者優先調達推進方針を定め、事業を推進した。	A	65	全課
		障がい者就労支援センターの活用促進	障がい者就労支援センターと就労支援サービス事業所等の連携を強化するとともに、利用者を増やすことで、障がい者の就労を支援します。	就労移行支援制度等の周知	障がい福祉ガイドの配布、市ホームページへの掲載等を行い、制度の周知を図り、利用者への支援を継続した。	A	65	障がい福祉課
		生活安定のための経済的支援	障がい基礎年金や在宅重度心身障がい者手当、特別障がい者手当などについて、適切に申請がなされるよう制度の周知に努めます。	各種年金、手当の支給	障がい福祉ガイドの配布、市ホームページへの掲載等を行い、制度の周知を図り、利用者への支援を継続した。	A	65	障がい福祉課
(14) 社会活動・余暇活動参加の促進		福祉スポーツ大会の開催及び障がい者スポーツ大会への参加の支援	障がい者スポーツへの関心を高めるように努めるとともに、福祉スポーツ大会の内容の充実やボランティア等のスタッフの拡充を進めます。障がい者スポーツ競技の紹介を行うなどで、充実を図ります。また、県と連携し、「彩の国ふれあいピック」への参加を支援します。	障がい者スポーツの促進等	彩の国ふれあいピックでは、参加者に同行するなど交流機会の拡大に努めました。	A	66	障がい福祉課
				福祉スポーツ大会	例年より、プログラムを少なくして実施しました。	B	66	社会福祉協議会
		障がいの有無にかかわらず楽しむことができるスポーツの普及	障がいの有無にかかわらず楽しむことができるスポーツの普及を図るため、各種用具の貸出のほか、日高市障がい者スポーツを進める会(HSS)による体験指導を実施します。	機材・レクリエーション用具の貸出	公共施設、地域団体、福祉施設、福祉団体の行事等に貸出を実施。社協行事の福祉スポーツ大会、あいあいまつりでレクに使用した。	B	66	社会福祉協議会
		作品展等の開催の支援	障がい者(児)が製作した芸術作品等を発表できる機会を設けるため、公共施設での展示の支援や、各種イベントにおける展示ブースの設置等を支援します。	作品展等の開催の支援	文化体育館「ひだかアリーナ」サブアリーナを会場に美術展の開催、エントランス一角に、美術作品の展示の場を無料提供し、作品展示の機会を設けました。	A	66	生涯学習課
作品展等の開催の支援	日高市総合福祉センターを会場にして、障がい者当事者の作品展を実施しました。			A	66	障がい福祉課		
自閉症・発達障がい啓発活動の支援	4月のライトアップの他、10月に開催したあいあいまつりにて、発達障がいの当事者によるウォーターアートパフォーマンスショーの開催を支援しました。			A	66	社会福祉協議会		

基本目標	基本施策	主な施策	内容	事業名など(令和5年度)	実施状況(令和5年度)	評価	掲載頁	担当
		視覚障がい者が利用しやすい図書館サービスの充実	大活字本や点字図書の拡充をはじめ、録音図書(朗読CD等)の製作を行い録音図書の充実を図ります。また、対面朗読や拡大読書器専用席を設けて読書にハンディキャップのある方に読書のサポートをします。点字図書や録音図書などの貸出の際に、日本郵便の盲人用郵便物制度を活用します。	視覚障がい者が利用しやすい図書館サービスの充実	対面朗読や拡大読書器専用席を設けて読書にハンディキャップのある方に読書のサポートをする機会を提供しました。今後もサポートを継続します。	A	67	図書館
		「布の絵本」事業の推進	ふれて楽しむこともできる「布の絵本」の制作・閲覧・貸出を通じて、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての利用者にかかれた図書館サービスとして推進を図ります。	「布の絵本」事業の推進	「布の絵本」の制作ボランティアである「ポコ・ア・ポコ」の皆さんが製作した「布の絵本」を図書館で閲覧・貸出を行い、全ての利用者にかかれた図書館サービスの推進を図りました。今後もサービスを継続します。	A	67	図書館
		移動の支援	ボランティアの協力により、当事者団体や家族会等の活動における送迎支援を実施します。また、自力での移動が困難な高齢者等に対する路線バス又はタクシー運賃の一部補助、重度心身障がい者に対する福祉タクシーの利用料金、若しくは自家用自動車の燃料費に要する経費を補助することにより、社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。	高齢者等おでかけ支援事業→地域公共交通計画策定予定(R7)	自力での移動が困難な高齢者及び運転免許「証自主返納者の移動手段の確保を目的として、路線バス又はタクシー運賃の一部補助を行いました。また、利用者の事務手続きに伴う負担を軽減するため、電子申請による受付を開始しました。 令和6年度は、地域公共交通協議会(以下、「法定協議会」という)での協議を整え、地域公共交通計画の策定を予定しています。高齢者等おでかけ支援事業の在り方等についても法定協議会の協議対象となるため、現時点において令和7年度以降の方向性等の記載が困難であることから、次期計画の策定にあたり調整等をお願いします。	A	67	危機管理課
				移動支援事業、福祉タクシー利用券、重度心身障がい者自動車等燃料費補助金など	障がい福祉ガイドの配布、市ホームページへの掲載等を行い、制度の周知を図り、利用者への支援を継続した。	A	67	障がい福祉課
				移動の支援	難病者の会「ひまわりの会」の送迎支援をボランティアの協力により実施しました。 介護者の会「なごみの会」は、高齢化により団体が抹消されました。	B	67	社会福祉協議会

A	十分な成果が得られたため、継続していく
B	一定の成果が得られたため、継続・拡充していく
C	実施・検討を行ったが、十分な成果は得られなかったため、今後事業を拡充
D	実施・検討を行ったが、十分な成果は得られなかったため、今後事業を縮小
E	未実施
F	廃止した、又は廃止予定